

離婚後の手続一覧

●離婚届の提出

離婚の種類	手続期限	手続きをする場所	必要書類・注意点
<input type="checkbox"/> 協議離婚	なし	市区町村役場	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地以外の役所に提出する場合）
<input type="checkbox"/> 調停離婚	調停成立から1 0日以内	市区町村役場	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（同上） <input type="checkbox"/> 調停調書謄本（家庭裁判所で入手）
<input type="checkbox"/> 判決離婚	判決確定から1 0日以内	市区町村役場	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地以外の役所に提出する場合） <input type="checkbox"/> 判決書謄本（家庭裁判所で入手） <input type="checkbox"/> 判決確定証明書（家庭裁判所で入手）
<input type="checkbox"/> 和解離婚	和解成立から1 0日以内	市区町村役場	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地以外の役所に提出する場合） <input type="checkbox"/> 和解調書謄本（家庭裁判所で入手）

●住所、住民票、マイナンバーに関する手続き

手続き	手続期限	手続きをする場所	対象となる方・必要書類など
<input type="checkbox"/> 住民票の異動	異動から 14日以内	市区町村役場	住所が変わったとき 同じ市区町村内：転居届 違う市区町村内：転出届（郵送可）と転入届
<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	変更から 14日以内	市区町村役場	世帯主が変わったとき
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード 通知カードの変更	変更から 14日以内	市区町村役場	氏（姓・名字）や住所の変更があった場合

※主な手続とその要領を記載しています。全ての手続を網羅していません。ご自身の責任でご使用ください。
 ※ご本人が各窓口で手続きする場合を前提としています。必要書類について、本人確認のための身分証、印鑑の記載を省略しています。
 ※都道府県、市区町村によって異なる場合があります。愛知県、名古屋市の情報を参考に作成しています。